

返戻金制度

紹介により就職した者が、本人の都合または就業規則違反その他本人の責に帰すべき事由により退職した場合、勤務開始日から 3 か月以内に限り、受領した紹介手数料について、以下の割合を返戻いたします。

勤続期間	返戻割合
1 か月未満	50%
1 か月以上 3 か月未満	20%
3 か月以上	返戻なし